



愛和語顔

加古川税務署  
おおさと としひと  
署長 大里 俊仁 さん

## クローズアップ

### 書かない確定申告！ マイナンバーカードでe-Tax！

今年も確定申告の時期が近づいてきました。初めての方も何度も申告している方にも、便利になったe-Taxでの申告やチャットボットでの相談対応、また定額減税など今年度からの変更点について、昨年7月に加古川税務署長に着任された大里署長にお話を伺いました。

約70%の方がe-Taxで申告しています。加古川税務署は2度目で、署長として再び勤務することが決まった時は、非常に感慨深いものがありました。日々、その重責に身の引き締まる思いをしています。さて、本年度も引き続き「税務署に行かなくても申告手続等ができる社会の実現」に向けて、スマホ等での申告振替納税やスマホアプリ納付といったキャッシュレス納付を推進しています。また、令和7年1月からe-Taxの

その疑問、チャットボットに相談してみませんか？  
チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスで、国税庁のホームページから24時間利用可能です。  
所得税の確定申告では「医療費控除」や「住宅ローン控除」など各種控除の

書面による申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法としては、申告書等情報取得サービス（オンライン申請のみ）などがありますので、詳しくは右ページ中段またはQRコードをご覧ください。また、書面による申告書等の提出先（送付先）は、「業務センター 阪神分室」になりますので、こちらのお問い合わせをお願いします。

所得税の画面が、利用者のデバイスに応じて最適なレイアウトが自動で表示される「マルチデバイス対応」となり、入力に際しての利便性が向上しております。消費税（簡易課税・2割特例が対象）・贈与税のスマホ申告への対応なども始まっていますので、より一層便利になるスマホ申告にぜひ一度チャレンジしてみてください。  
定額減税の記入を忘れずに！  
令和6年分の確定申告書は、定額減税に関する記載項目が追加されました。合計所得金額が1,805万円以下である居住者の方は、同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、3万円控除されます。スマホ等で申告書を作成したとき、自動的に金額が計算されるため、記入漏れや記載誤りを防ぐことができます。

ほか、株式の配当金や副業で得た収入の申告に関する質問など、所得税全般のご相談をしていただくことができ、皆様からの質問などを基に、AIの更なる学習が進んでいきますので、チャットボットのご活用もお願いします。  
申告書等の控えに収受日付印の押印を行っていません  
国税庁・国税局・税務署では、行政デジタル化における手続きの見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押印を行っていません。なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

## e-Taxによる申告のメリット

e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能
- 24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除きます
- 申告内容をいつでもデータで確認可能
- 添付書類提出不要 ※一部の書類を除きます
- 早期還付 (3週間程度で還付) BANK 書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

## e-Tax 申告以外での申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

<b>申告書等情報取得サービス</b> <small>(オンライン申請のみ)</small> PC・スマホからe-Taxを利用して申告書等情報のPDFファイルを無料で取得することができます。 <small>【申請に当たっての留意点】</small> ・利用に当たってはマイナンバーカードが必要となります。 ・直近年分の申告書は翌年5月1日以降情報取得可能となります。	<b>保有個人情報の開示請求</b> <small>(オンライン申請可)</small> 開示請求を行うことにより、提出した申告書等の内容を確認することができます（写しの交付を受けることもできます）。 <small>【申請に当たっての留意点】</small> ・法人の申告書等には利用できません。 ・手数料は1件300円（オンライン申請の場合は200円）です。 ・写しの交付までに1か月程度を要します。	<b>申告書等の閲覧サービス</b> <small>(税務署窓口での対応のみ)</small> 税務署の窓口でご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。 <small>【申請に当たっての留意点】</small> 所得税等の確定申告期においては、閲覧可能となるまでに、特にお時間をいただくことがありますので、ご了承ください。	<b>納税証明書の交付請求</b> <small>(オンライン申請可)</small> 納税額又は所得金額の証明書を取得することができます。 <small>【申請に当たっての留意点】</small> ・提出年月日は確認できません。 ・手数料は1件400円（オンライン申請の場合は370円）です。
--	---	--	--

詳しくはこちら

国税庁HP

加古川税務署からのお知らせ (TEL: 079-421-2951)

○ 加古川税務署の確定申告会場 「加古川総合文化センター」  
(加古川市平岡町新在家 1224-7)  
 開催期間：令和7年2月17日(月)～3月17日(月) (土、日、祝日除く)  
※土、日、祝日のうち3月2日(日)のみ開設しますが、当日は大変混雑が見込まれます。  
 受付時間：9時～16時  
※申告会場への入場には「整理券」が必要です。整理券は国税庁公式LINEによる事前発行の他、申告会場当日発行もします。整理券の発行状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。  
※申告会場専用の駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。  
※申告会場で申告される場合は、スマホ、マイナンバーカード、(登録した4桁及び6桁以上の暗証番号の両方が必要)、前年の申告書の控え、確定申告のお知らせ(はがき)、ID・パスワード方式の届出完了通知(お持ちの方のみ)をご持参ください。

○ 書面による申告書等の提出先について  
 書面の申告書・申請書等を郵送で提出する場合は、業務センター阪神分室宛に提出をお願いします。その際は、以下の【送付先】に**正本のみを直接送付**していただくようお願いします。

**【送付先】** 〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11番46号  
 大阪国税局業務センター阪神分室 (加古川税務署担当)